東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱

平成 18 年４月１日
17 交資第 1711 号
改正　平成 23 年 12 月 26 日
23 交資第 1639 号
改正　平成 29 年６月 26 日
29 交資第 721 号
改正　令和３年３月 31 日
２交資第 2434 号
改正　令和６年３月 19 日
５交資第 2488 号
改正　令和６年７月 24 日
６交資第 1041 号

第１　目的

この要綱は、東京都交通局（以下「交通局」という。）における契約事務の適正な執行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の５第１項及び第 167 条の 11 第２項の規定により、東京都交通局長（以下「交通局長」という。）が契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札の参加者の資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止等（第２に定める措置（指名停止、注意の喚起及び競争入札参加資格の取消）をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　措置の範囲

この要綱に基づく措置は、次の各号のいずれかとする。

１　有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実を発生させた場合は、当該有資格者について指名停止を行う。指名停止に至らない場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うことができる。

２　最低制限価格、調査基準価格、予定価格（事後公表及び非公表案件に係るもの）、希望者名、希望者数、指名業者名、指名業者数、選定理由、非選定理由、仕様書、総合評価における技術審査結果、落札率（予定価格非公表案件に係るもの）など、当該情報がその時点では公にされていない契約事務に係る情報（以下「厳格管理情報」という。）について、有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が聞き出そうとした場合は、

当該有資格者に対し、注意の喚起を行う。

3　有資格者が別表の４の（１）アに該当する場合で、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に掲げる者を関与させるなど極めて悪質と認められるときは、競争入札参加資格を取り消し、入札に参加させないものとする。

第３　手続等

1　契約担当者等（東京都交通局契約事務規程（昭和 39 年交通局規程第 15 号）第５条第１項に定める者をいう。以下同じ。）は、指名停止等に該当する事実を把握したときは、東京都契約事務協議会要綱（昭和 51 年１月 26 日付 50 財経庶第 1149 号）に定める東京都契約事務協議会（以下「協議会」という。）に議案として提出するものとする。

2　交通局長は、協議会に提出された議案について、該当する事実の確認を行った上で、協議会の協議を経て、指名停止等の措置を決定するものとする。該当する事実の確認に当たっては、当該有資格者に対して、報告書を徴するなど直接調査を行うことができる。ただし、有資格者が別表の１、４の（１）又は（２）に該当するとき、その他特に必要があるときは、当該有資格者について、協議会での指名停止措置の決定によらず、指名停止を行う（以下「即日指名停止」という。）ことができる。

3　指名停止が行われたときは、契約担当者等は、その期間が満了するまで、当該有資格者に対して次に掲げる事項を行ってはならない。

（１）競争入札参加資格確認申請の受付及び希望申請の受付

（２）競争入札参加資格確認結果の通知、指名通知又は随意契約における競争見積依頼

（３）落札決定又は随意契約における競争見積による採用決定

4　契約担当者等は、指名停止期間中の有資格者に対して、現に前項各号に掲げる事項を行っているときは、当該有資格者の以降の契約手続への参加（契約締結を含む。）を認めないものとする。

5　指名停止期間中の有資格者又は第２の３の規定により競争入札参加資格を取り消されている者は、東京都（公営企業局を含む。以下同じ。）が発注する工事、委託等を受注者から下請し、又は受託することなどの関与をしてはならない。

第４　対象の特例等

1　別表の２、３、４の（４）又は４の（５）の場合において、資本金が 20 億円以上かつ従業員が 1,500 人以上であって、例えば土木部、建築部等のように、部門ごとの責任体制が社内で明確にされており、かつ、その部門ごとの責任者として役員（執行役員を含む。）をあてている場合は、当該有資格者のうち指名停止事由に該当する部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。

2　別表の２、３、４の（５）又は４の（７）の措置要件により指名停止又は注意の喚起を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人等があるこ

とが明らかとなったときは、元請負人等に対する指名停止又は注意の喚起に加えて、当該下請負人等に対して、元請負人等の指名停止期間の範囲内で指名停止又は注意の喚起を行うことができる。

3　別表の４の（１）又は（２）の措置要件により指名停止等の対象となる有資格者又は指名停止等の措置を受けた有資格者が、合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、他の有資格者へ全部又は一部を移行する場合は、同じ措置要件により移行先の有資格者に対しても指名停止等を行うことができる。

4　都が発注した契約において、別表の４の（１）の措置要件により、有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくは使用人が逮捕又は起訴された場合は、必要に応じて、当該有資格者である個人又は当該有資格者である法人の役員若しくは使用人が役員等（使用人は除く。）となっている他の有資格者についても、同様に指名停止又は競争入札参加資格の取消を行うことができる。

5　共同企業体について指名停止等を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても指名停止等を行うものとする。

6　事業協同組合等に対し、指名停止等を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である構成員に対しても、指名停止等を行うことができる。

7　５及び６の規定により構成員について指名停止等を行うときは、明らかに当該指名停止等の責を負わないと認められる者を除くものとする。

第５　期間

1　有資格者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表各号に定めるところにより、指名停止の期間を定めるものとする。

2　有資格者が一の事象により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

3　既に指名停止期間中の有資格者が、別の事象により別表各号に掲げる措置要件に新たに該当することになった場合は、その時点から重複して、当該措置要件に定める期間について指名停止を行うものとする。この場合、指名停止期間算定に当たり、既存の指名停止期間のうち残存する期間を合算することができる。ただし、合算後の期間は 36 月を超えないものとする。

4　次の各号のいずれかに該当する場合は、標準期間に加算して指名停止期間を定めることができる。

（１）有資格者が、別表の１、３又は４に掲げた措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後３年を経過するまでの間に、再び、それぞれ同種の措置要件に該当することとなったとき。

（２）有資格者が、別表の３（３）に該当する場合で、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいとき。

（３）別表の４に該当する場合で、当該違反行為において有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。

（４）有資格者が、別表の７の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後１年を経過するまでの間に、再び、当該措置要件に該当するとき。

（５）有資格者が、同時期に、複数の措置要件に該当する事象が複数あるとき又は同一の措置要件に該当する事象が複数あるとき。

（６）その他特に必要であると認められるとき。

５　次の各号のいずれかに該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、標準期間よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。

（１）別表の２又は３に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。

（２）その他特に必要があると認められるとき。

６　悪質な事由又は斟酌すべき事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。

７　指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。

８　第４の２の規定による下請負人等の指名停止の期間は、元請負人等の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて定めるものとする。

９　第 11 の規定による報告等を怠った場合は、報告等を怠った有資格者に対して、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。

10　第２の３の規定による競争入札参加資格の取消期間は、逮捕又は起訴を知った日から２年とする。

11　別表の１の措置要件において、公訴時効期間経過後に係るものについては、指名停止期間は別表に定める期間のそれぞれ２分の１とする。

12　指名停止期間が一月に満たない場合は、一月とする。

第６　通知

１　指名停止を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。

２　第５の７及び第５の９の規定により指名停止の期間を変更したときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。

３　第 10 の１の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。

４　第 10 の２の規定により、過去の指名停止措置について解除に相当するものとして取り扱うときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。

５　注意の喚起を行うときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。

６　競争入札参加資格の取消を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものと

する。

7　前各項の通知を受けた者は、通知内容についての説明を求めることができる。

8　前項の説明を求められたときは、これに応じなければならない。

第７　苦情申立て

1　第６の８の規定による説明に苦情がある者は、苦情を申し立てることができる。

2　前項の苦情申立て（以下「苦情申立て」という。）は、次に掲げる期間内に行われなければならない。

（１）指名停止及び注意の喚起

当該指名停止及び注意の喚起の通知が当該有資格者に到達した日の翌日から起算して10 日以内（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 10 号）第１条第１項に規定する東京都の休日（以下「休日」という。）を除く。）

（２）競争入札参加資格の取消

当該競争入札参加資格取消の通知が当該有資格者に到達した日の翌日から起算して 30 日以内（休日を除く。）

3　苦情申立てがあったときは、速やかに回答するものとする。

4　２の規定による苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、その苦情申立てを却下することができ、その旨書面で回答するものとする。

5　３の規定による回答をする場合は、第８の１の規定による再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

6　３の規定による回答をした場合は、速やかに苦情申立て及び回答の概要を公表するものとする。

第８　再苦情申立て

1　第７の３の規定による回答に苦情がある者は、再苦情申立て（以下「再苦情申立て」という。）をすることができる。

2　再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行われなければならない。

（１）指名停止及び注意の喚起

第７の３の規定による回答書が当該有資格者に到達した日の翌日から起算して10 日以内（休日を除く。）

（２）競争入札参加資格の取消

第７の３の規定による回答書が当該有資格者に到達した日の翌日から起算して30 日以内（休日を除く。）

3　再苦情申立てがあったときは、苦情申立ての回答書、再苦情申立書及び関係書類を東京都入札監視委員会に提出し、意見を求めるものとする。

4　再苦情申立てを行った者に対し、東京都入札監視委員会委員の意見を踏まえ、委員会開催結果の報告を受けた日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、回答するものとする。

5　前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）再苦情申立ての趣旨を認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

（2）再苦情申立ての趣旨を認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い講じようとしている措置の概要

6　再苦情申立てに対し、２の規定による再苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に再苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、その再苦情申立てを却下することができ、その旨書面で回答するものとする。

7　４の規定による回答をした場合は、速やかに再苦情申立て及び回答の概要を公表するものとする。

第９　指名停止等の公表

1　指名停止を行ったとき、又は競争入札参加資格の取消を行ったときは、有資格者名、理由、指名停止期間等を公表するものとする。

2　第５の７及び第５の９の規定により指名停止の期間を変更したときは、変更内容に応じ、前項の公表内容を変更する。

3　第 10 の規定により指名停止を解除したときは、公表を取りやめる。

第 10　指名停止等の解除等

1 指名停止等の措置を受けた有資格者が、指名停止等の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者に係る指名停止等の解除を行うものとする。

2　指名停止措置を受け、その期間が終了した有資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったことを申し出た場合は、当該指名停止措置について解除に相当するものとして取り扱うものとする。

3　第１項により指名停止等を解除したとき及び第２項により指名停止措置について解除に相当するものとして取り扱うものとしたときは、直近の協議会に報告するものとする。

第 11　報告等

1　別表の４の（１）又は（２）の措置要件により指名停止等の措置を受けた有資格者が、合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、全部又は一部を他の有資格者へ移行する場合、契約担当者等は、移行元の有資格者から遅滞なく届け出させるものとする。

2　契約担当者等は、都が発注した契約において、別表の４の（１）の措置要件に該当する場合、当該逮捕又は起訴から遅滞なく、指名停止等の措置を受けた有資格者に、役員の兼職について報告させるものとする。

第 12　指名停止の特例

契約担当者等は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、当該契約の締結又は下請等の関与が特に必要な場合は、当該契約を締結すること又は下請等の関与を認めることができる。

附　則（17 交資第 1711 号）

この要綱は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則（23 交資第 1639 号）

この要綱は、平成 24 年１月４日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、要綱別表の３（１）は、この要綱の施行日以降に契約締結される案件について適用し、施行日前に契約締結される案件については、なお従前の例による。

附　則（29 交資第 721 号）

この要綱は、平成 29 年６月 26 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、要綱別表の３（１）は、この要綱の施行日以降に契約締結される案件について適用し、施行日前に契約締結される案件については、なお従前の例による。

附　則（２交資第 2434 号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（５交資第 2488 号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（６交資第 1041 号）

この要綱は、令和６年８月１日から施行する。

東京都交通局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱　別表

措 置 要 件	期 間
1　贈賄	
（1）次のア、イ又はウに掲げる者が東京都職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア　有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	12 月以上 24 月以内（標準 24 月）
イ　有資格者の役員（執行役員を含む。）又は、支店若しくは営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所等の長をいう。）でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）	９月以上 24 月以内（標準 18 月）
ウ　有資格者の使用人で、ア又はイに掲げる以外の者（以下「使用人」という。）	６月以上 18 月以内（標準 12 月）
（2）次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都の区域内における東京都以外の公共機関（刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア　代表役員等	６月以上 18 月以内（標準 12 月）
イ　一般役員等	４月以上 12 月以内（標準９月）
ウ　使用人	３月以上９月以内（標準６月）
（3）次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内における、東京都以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア　代表役員等	４月以上 12 月以内（標準９月）
イ　一般役員等	３月以上９月以内（標準６月）
ウ　使用人	１月以上５月以内（標準３月）
（4）次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)及び(3)の区域外における東京	逮捕又は起訴を知った

都以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	日から
ア　代表役員等	４月以上 12 月以内 （標準９月）
イ　一般役員等	１月以上６月以内 （標準４月）
ウ　使用人	１月以上３月以内 （標準２月）
２　契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故	
（１）東京都発注（公営企業局分を含む。以下同じ。）の契約履行上の事故の場合	
ア　事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆に損害を与え、社会的及び経済的に損失が大きい場合	２月以上６月以内 （標準４月）
イ　事故を発生させ、公衆に負傷者を出し、又は事故周辺の公衆に損害（軽微なものを除く。）を与えた場合	１月以上３月以内 （標準２月）
ウ　事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死者又は多数の負傷者を出した場合	１月以上３月以内 （標準２月）
（２）（１）の東京都発注の契約以外の契約において、東京都内で事故を発生させ、公衆又は従業員その他の関係者に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合	１月以上５月以内 （標準３月）
３　契約履行成績不良等	
（１）東京都発注の工事契約並びに設計、測量、地質調査及び工事監理業務の委託契約において、契約履行成績が不良であると認められる場合	１月以上 12 月以内
ア　40 点未満	（標準９月）
イ　40 点以上 50 点未満	（標準６月）
ウ　50 点以上 55 点未満	（標準３月）
エ　55 点以上 60 点未満	（標準１月）
（２）東京都発注の工事契約において、施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められる場合	１月以上 12 月以内 （標準９月）
（３）東京都発注の契約において、従業員その他の関係者が、その履行に際し知り得た秘密を、漏洩させたとき、不正に持ち出したときなど、	３月以上 12 月以内 （標準６月）

著しく適性を欠く行為があったと認められる場合	
（4）その他東京都発注の契約において、従業員その他の関係者が、書類の改ざんを行ったとき、虚偽の報告を行ったときなど、著しく適正を欠く行為があったと認められる場合	１月以上６月以内 （標準３月） （不正軽油の継続使用は標準１月）
4　契約に関連する違法行為等による社会的信用失つい行為	
（1）有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、談合又は競売入札妨害で刑法又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア　東京都発注の契約に関するもの	９月以上 24 月以内 （標準 18 月）
イ　東京都発注の契約を除く関東地方におけるもの	４月以上 18 月以内 （標準９月）
ウ　イの区域外のもの	２月以上 10 月以内 （標準５月）
（２）有資格者である法人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し（（１）の場合を除く。）契約の相手方として不適当であると認められる場合	
ア　東京都発注の契約に関するもの	７月以上 24 月以内 （標準 14 月）
イ　東京都発注の契約を除く関東地方におけるもの	３月以上 14 月以内 （標準７月）
ウ　イの区域外のもの	２月以上８月以内 （標準４月）
（３）有資格者である法人が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）に違反（契約に関わるもの）し契約の相手方として不適当であると認められる場合	
ア　東京都発注の契約に関するもの	３月以上 12 月以内 （標準６月）
イ　東京都発注の契約を除く関東地方におけるもの	２月以上 12 月以内 （標準４月）
ウ　イの区域外のもの	１月以上６月以内

	（標準２月）
（４）有資格者である法人が、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合	
ア　東京都発注の契約に関するもの	３月以上９月以内 （標準４月）
イ　東京都発注の契約を除く関東地方におけるもの	２月以上６月以内 （標準３月）
ウ　イの区域外のもの	１月以上３月以内 （標準２月）
（５）有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	１月以上３月以内 （標準２月）
（６）有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）、不正競争防止法（平成５年法律第 47 号）、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）、その他契約に関わる法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	
ア　東京都発注の契約に関するもの	３月以上 12 月以内 （標準６月）
イ　東京都発注の契約を除く関東地方におけるもの	２月以上 12 月以内 （標準４月）
ウ　イの区域外のもの	１月以上６月以内 （標準２月）
（７）前６項に掲げる場合のほか、有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、次の各号に掲げる法令違反の容疑等により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合で、社会的信用を著しく失ついしたと認められる場合	１月以上９月以内
ア　税法（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（法人事業税、個人事業税）） イ　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年	（標準２月） （標準２月）

条例第 215 号）（建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）	
ウ　食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）	（標準１月）
エ　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）	（標準１月）
オ　その他違法行為等	（標準１月）
5　入札参加における虚偽記載等 東京都発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料又は低入札価格調査における提出資料などに虚偽の記載（電子入札での虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	１月以上９月以内 （標準３月）
6　入札参加資格申請における虚偽申請 東京都の競争入札参加資格申請において、申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	１月以上 12 月以内 （標準６月）
7　不誠実な行為 東京都発注の契約に係る一般競争入札若しくは指名競争入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない場合	１月以上 12 月以内 （標準６月）
8　契約不履行 東京都発注の契約において、正当な理由がなく契約を履行しなかった場合	12 月以上 36 月以内 （標準 24 月）
9　その他不正な行為	
（１）東京都発注の契約において、厳格管理情報を不正に入手した場合	３月以上 12 月以内 （標準６月）
（２）第２の１及び第２の２の規定による注意を受けた場合 （前回の注意から１年以内に２回以上の注意を受けた場合、２回目から対象）	１月以上 12 月以内 （標準１月）

（3）１から８まで及び前２項に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	１月以上 12 月以内